

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【公開番号】特開2015-77809(P2015-77809A)

【公開日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-027

【出願番号】特願2015-12669(P2015-12669)

【国際特許分類】

B 41 J 17/32 (2006.01)

B 41 J 3/36 (2006.01)

【F I】

B 41 J 17/32 A

B 41 J 3/36 T

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月18日(2015.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷ヘッドを有するテープ印刷装置に装着されて使用されるためのテープカートリッジであって、

印刷テープと、

インクリボンと、

印刷状態において、前記印刷テープおよび前記インクリボンを介して前記印刷ヘッドと当接されることとなる被当接部を有するプラテンと、

前記印刷テープ、前記インクリボン、および前記プラテンが収容されるカートリッジケースと、を備え、

前記カートリッジケースが前記テープ印刷装置に装着される装着方向における前記プラテンの両端の距離は、前記装着方向における前記印刷ヘッドの両端の距離と比して小さく、

前記印刷状態にあるときに、前記プラテンの両端がいずれも前記装着方向において前記印刷ヘッドの両端の内側に位置した状態で前記被当接部が前記印刷テープおよび前記インクリボンを介して前記印刷ヘッドに当接することを特徴とするテープカートリッジ。

【請求項2】

前記印刷状態にあるときに、前記印刷ヘッドの両端が前記カートリッジケースの外側に突出した状態で前記被当接部が前記印刷テープおよび前記インクリボンを介して前記印刷ヘッドに当接することを特徴とする請求項1に記載のテープカートリッジ。

【請求項3】

印刷ヘッドを有するテープ印刷装置に装着されて使用されるためのテープカートリッジであって、

印刷テープと、

インクリボンと、

印刷状態において、前記印刷テープおよび前記インクリボンを介して前記印刷ヘッドと当接されることとなる被当接部を有するプラテンと、

前記印刷テープ、前記インクリボン、および前記プラテンが収容されるカートリッジケ

ースと、を備え、

前記カートリッジケースは、第1ケース壁と、第2ケース壁と、前記第1ケース壁に開口する縁端を有する第1挿通開口と、前記第2ケース壁に開口する縁端を有する第2挿通開口と、を含み、

前記プラテンが前記印刷ヘッドに対して中間位置基準で位置するように、前記テープカートリッジが前記テープ印刷装置に装着されたときに、前記印刷状態において前記第1挿通開口および前記第2挿通開口のそれぞれの縁端のいずれも、前記印刷ヘッドと当接しないことを特徴とするテープカートリッジ。

#### 【請求項4】

印刷ヘッドを有するテープ印刷装置に装着されて使用されるためのテープカートリッジであって、

印刷テープと、

インクリボンと、

印刷状態において、前記印刷テープおよび前記インクリボンを介して前記印刷ヘッドと当接されることとなる被当接部を有するプラテンと、

前記印刷テープ、前記インクリボン、および前記プラテンが収容されるカートリッジケースと、を備え、

前記カートリッジケースは、

前記印刷ヘッドが挿通される第1挿通開口を含む第1ケース壁と、

前記印刷ヘッドが挿通される第2挿通開口を含む第2ケース壁と、

前記第1挿通開口と前記第2挿通開口の間に延設されている内周壁と、

前記第1挿通開口と前記第2挿通開口の間に延設され前記印刷ヘッドが臨む部分であるヘッド受容部と、を含み、

前記被当接部は、前記内周壁および前記ヘッド受容部で囲まれた空間に向かって突出していることを特徴とするテープカートリッジ。

#### 【請求項5】

印刷ヘッドと、異なる幅を有する印刷テープを収容した複数種類のテープカートリッジを装着可能で前記テープカートリッジの種類に応じて選択的に前記テープカートリッジの装着位置を設定可能にする底上げ凸部と、を有するテープ印刷装置に装着されて使用されるための前記テープカートリッジであって、

前記印刷テープおよびインクリボンを介して前記印刷ヘッドに当接されることとなる被当接部を有するプラテンと、

前記テープカートリッジが前記テープ印刷装置に装着される時に前記印刷ヘッドが挿通される挿通開口と、を備え、

前記テープカートリッジは、前記テープ印刷装置に装着されて前記底上げ凸部へ着座すると前記印刷テープと前記プラテンとが重なる範囲内に、前記印刷テープの幅方向における前記印刷ヘッドの中心が位置するように形成されたことを特徴とするテープカートリッジ。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の他のテープカートリッジは、印刷ヘッドと、異なる幅を有する印刷テープを収容した複数種類のテープカートリッジを装着可能でテープカートリッジの種類に応じて選択的にテープカートリッジの装着位置を設定可能にする底上げ凸部と、を有するテープ印刷装置に装着されて使用されるためのテープカートリッジであって、印刷テープおよびインクリボンを介して印刷ヘッドに当接されることとなる被当接部を有するプラテンと、テープカートリッジがテープ印刷装置に装着される時に印刷ヘッドが挿通される挿通開口と

、を備え、テープカートリッジは、テープ印刷装置に装着されて底上げ凸部へ着座すると印刷テープとプラテンとが重なる範囲内に、印刷テープの幅方向における印刷ヘッドの中心が位置するように形成されたことを特徴とする。